

令和 8 年 6 月 18 日

民 生 常 任 委 員 会 会 議 録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和8年6月18日（木曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

志子田 吉 晃 委 員 長

鈴 木 新 一 副委員長

菅 原 善 幸 委 員

鈴 木 悦 代 委 員

辻 畑 めぐみ 委 員

伊 藤 博 章 委 員

---

出席議長団（2名）

浅 野 敏 江 議 長

今 野 恭 一 副 議 長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市 長 佐 藤 光 樹

市 民 生 活 部 長 星 和 彦

市立病院事務部長 鈴 木 良 夫

福祉子ども未来部次長  
兼生活福祉課長 志 野 英 朗

市 民 生 活 部  
保 険 年 金 課 長 武 田 光 由

福祉子ども未来部  
健康づくり課長 山 本 多佳子

副 市 長 千 葉 幸太郎

福祉子ども未来部長 長 峯 清 文

市 民 生 活 部  
次 長 兼 市 民 課 長 小 倉 知 美

市 民 生 活 部  
税 務 課 長 阿 部 公 一

福祉子ども未来部  
高 齢 福 祉 課 長 佐 藤 聡 志

市 民 生 活 部  
市 民 課 市 民 総 務 係 長 平 山 竜 太

---

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 鈴 木 忠 一

議事調査係専門主査 星 井 絵 名

事 務 局 次 長 兼  
議 事 調 査 係 長

議 事 調 査 係 主 査

小野寺 一 洋

工 藤 聡 美

会議に付した事件

議案第 27 号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例

議案第 28 号 塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第 29 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議案第 30 号 令和 8 年度塩竈市一般会計補正予算

請願第 4 号 小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除に関する請願

請願第 6 号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、感染症予防の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくとも差し支えありません。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等お持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。

また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」、議案第28号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、議案第29号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」、請願第4号「小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除に関する請願」、請願第6号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第27号ないし第30号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市市税条例の一部を改正する条例など計4か件でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 それでは、税務課から、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」について、説明をさせていただきます。

初めに、資料No.5、令和8年第2回塩竈市定例会議案、12ページをご覧ください。

本条例の提案理由でございますが、記載のとおり、このたびの地方税法改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料No.11、第2回塩竈市定例会議案資料11ページをご覧ください。

まず、1の概要についてでございます。

先ほどの提案理由で申し上げたとおり、令和8年度の税制改正等による地方税法改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございます。

まず、個人住民税関係についてでございます。

(1)の住宅ローン控除の延長についてでございます。この施行日につきましては、令和9年1月1日になります。この内容については、令和9年度分、個人住民税から適用となりますが、所得税の住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限が延長されたことに伴い、個人住民税における同控除の適用期限を5年間延長するものでございます。

対象者につきましては、令和12年12月31日までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける方になります。控除内容については、記載のとおりであり、これまでと変更はございません。

次に、(2)の公益信託制度に係る寄附金税額控除でございます。その施行日についても、令和9年1月1日になります。このたび、公益信託に関する法律が施行され、新たに公益信託制度が開始されたことに伴い、一定の要件を満たす公益信託への寄附金を、個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものとして追加されたため、関係条項を改正するものでございます。

対象者については、令和9年1月以降、県の認可を受けた公益信託の信託財産とするために寄附を行った方となり、内容については、対象となる公益信託に対して寄附をした場合、個人住民税の所得割から一定額を税額控除することができます。そのため、令和10年度分の個人住民税からの適用ということになります。

次に、(3)のふるさと納税制度の見直しについてでございます。この施行日については、令和10年1月1日になります。

次のページをご覧ください。

これは、令和10年度分の個人住民税からの適用となりますが、ふるさと納税の控除上限額の計算ルールについて、これまでは住民税所得額の2割が上限でしたが、新たに住民税所得割額193万円という定額の上限が設けられます。今後は、この2割と193万円のいずれか低いほうの金額が上限となります。

最後に、固定資産税の免税点の引上げについてです。

この施行日は、令和9年4月1日になります。近年の物価上昇等を踏まえ、納税者の負担軽

減を図るため、固定資産税における家屋及び償却資産の免税点を、家屋は、現行の20万円から30万円に、償却資産については、現行の150万円から180万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

3以降の説明につきましては、補正予算において、後ほど説明をさせていただきます。また、説明いたしました改正内容など、条例一部改正新旧対照表は、今ご覧いただいております資料No.11の2ページから10ページのとおりとなりますので、ご参照願います。

議案27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例について」の説明は、以上となります。

引き続きまして、議案第28号「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について、説明をさせていただきます。

資料No.5。令和8年第2回塩竈市定例会議案、13ページをご覧ください。

本条例の提案理由でございますが、下段の提案理由に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除、または、不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料No.11。第2回塩竈市定例会議案資料、15ページをご覧ください。

まず、1の概要についてですが、本条例において被災地における投資促進・雇用促進を図るため、復興推進計画に定める特定復興産業集積区域、いわゆる復興特区内において、固定資産税の課税免除を実施しております。今回、令和8年度の税制改正により、東日本大震災復興特別区域法第43条の税制特例が所得税法等へ整理・統合されたことにより、関係条例の改正を行うものでございます。

以下の対象者、対象区域及び減免実績等については、記載のとおりでございますので、ご参照願います。

2の改正内容については、税制優遇措置の規定について、法律名称の整備及び計画内の資産が人手不足・インフレ等のやむを得ない事情で取得が遅れた場合など、一定の要件を満たした場合には、資産の取得期限を令和8年3月31日から令和10年3月31日までということで、2か年延長するものでございます。また、説明いたしました改正内容など条例の一部改正新旧対照表は、ご覧いただいております資料No.11の13ページのとおりとなりますので、ご参照願います。

議案第28号「塩竈市特例復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についての説明は、以上となります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志子田委員長 武田保険年金課長。

○武田市民生活部保険年金課長 続きまして、保険年金課から議案第29号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

まず、資料No.5の14ページをご覧ください。

提案理由に記載のとおり、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難等を行った被災者に対し、令和8年度の国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございます。資料No.11の18ページをご覧ください。

1の概要ですが、提案理由と同様ですので、省略させていただきます。

2の減免対象者です。（1）といたしまして、帰還困難区域に居住していた世帯。（2）として、旧避難指示区域から避難を行った世帯のうち、上位所得層に該当しない世帯でございます。

3の減免対象となる保険税は、令和8年度分の保険税で、令和8年4月から令和9年3月までの間に納期限が設定されているものとなります。なお、平成29年に指定が解除された区域から避難を行った世帯については、令和8年度分の保険税の半額が減免対象です。本市では、この2分の1減免の対象世帯が、4月1日現在で2世帯2名いらっしゃいます。

4の減免の申請手続については、これまで減免を受けられた方であれば、改めて申請をいただく必要はございません。

5のその他といたしまして、減免対象となる保険税分については、全額国から補填されます。施行日につきましては、公布の日からとなります。

なお、同じ資料No.11の16、17ページに新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第29号の説明は、以上となります。よろしくご審査願います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 それでは、市民課から議案第30号「令和8年度一般会計補正予算」のうち、市民課に係る補正予算について、ご説明いたします。

初めに、議案資料において事業の説明をさせていただきます。

資料No.11の30ページをご覧ください。

町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業についてでございます。

まず、１の概要ですが、安心・安全な地域の構築を図るため、物価高騰の影響を受ける町内会等の活動に対して、費用負担を軽減するための助成金を交付するものです。

２の事業内容ですが、（１）地域住民の交流に係る事業など７項目の事業を、町内会が行う際の経費に対して助成金を交付するものでございます。

また、３の助成金額は、１町内会などにつき１０万円を上限といたしまして、４の交付対象は、令和８年４月１日現在で、市に登録している町内会、自治会、区会などの住民自治組織１６７団体を対象としております。

次に、５の事業費及び財源の内訳ですが、事業費は１,６８１万２,０００円で、財源内訳は１,５１３万１,０００円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、残りの１６８万１,０００円は、ミナト塩竈まちづくり基金繰入金を充当いたします。

最後に、６の今後の予定ですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後は、７月以降に町内会等への事業内容の周知や事業相談などを行いまして、その後、順次申請の受付、審査、交付決定、助成金の交付を行ってまいります。

続きまして、予算の内訳について、ご説明いたします。

資料№９の８ページ、９ページをご覧ください。

先に、歳出予算からご説明いたします。

第２款総務費第１項総務管理費第７目企画費第１０節需用費、消耗品費として５万７,０００円を、第１１節役務費、通信運搬費として５万５,０００円を、第１８節の負担金補助及び交付金として１,６７０万円を増額補正するものです。これは、事業内訳にあります町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業の経費として計上するものでございます。

次に、歳入予算です。

同じ資料№９の６ページ、７ページをご覧ください。

第１５款国庫支出金第２項国庫補助金第１目総務管理費国庫補助金第１節総務管理費国庫補助金の１億６,９３７万２,０００円のうち、１,５１３万１,０００円を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として計上するものです。

次に、第１９款繰入金第１項基金繰入金第４目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金第１節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金の１,８８１万９,０００円のうち、町内会等コミュニティ強化支援（安心・安全な地域の構築）事業として１６８万１,０００円を計上するものでございます。

市民課からの説明は、以上となります。よろしくご審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 それでは、税務課から、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、税務課所管の内容について、説明をさせていただきます。

まず、事業内容についてでございます。

資料No.11、第2回塩竈市定例会議案資料の12ページの中段の3、市税条例等改正に伴う電算システムの改修についての部分について、ご覧ください。

先ほど、議案第27号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」にて説明をさせていただきました、市税条例等の改正及び国税であります所得税の基礎控除等の見直しに伴い、電算システムの改修が必要となったため、補正予算の計上を行うものでございます。

(1)の改修内容については、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限の延長及びふるさと納税に係る特例控除額の算定ルールについて、そして所得税の基礎控除等の最高95万円から最高104万円に見直すことに伴う算定ルールの電算システムの改修でございます。

事業費及び財源内訳ですが、お手数でございます、資料No.9、令和8年度塩竈市一般会計補正予算説明書の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

まず、歳出についてでございます。

第2款総務費第2項徴税費第2目賦課徴収費第12節委託料に、賦課徴収事業として電算業務委託費を220万円計上させていただいております。

次に、歳入についてでございます。同じ資料の6ページ、7ページをご覧ください。

第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金2,904万2,000円のうち、220万円計上させていただいております。

再度、申し訳ございませんが、資料No.11、第2回定例会議案資料12ページ、3の(3)にお戻り願いたいと思います。

今後の予定でございます。補正予算をお認めいただければ、令和8年7月から電算システム改修業務の委託契約の手続を進めまして、賦課計算機能及び関係機能のシステム改修及びテストの実施の後、住民税申告前の12月までに改修業務を完了する予定でございます。

議案第30号「令和8年度一般会計補正予算」のうち、税務課所管の説明については、以上となります。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、議案第30号「令和8年度一般会計補正予算」のうち、高齢福祉課所管の内容について、ご説明いたします。

まず初めに、資料No.11をご用意願います。33ページでございます。

介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金についてでございます。

1の概要ですが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、介護サービス等の安定した提供体制の維持に資するため、市内介護サービス事業所等に対して、補助金を交付し支援しようとするものでございます。

2の事業内容についてです。対象事業所は、市内に所在し4月1日時点で介護保険法により指定等を受けている介護サービス事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅で、かつ、サービスの提供も行っているところで、1事業所当たり5万円の補助金を交付するものでございます。

3の事業費及び財源内訳についてですが、事業費として634万5,000円。財源内訳につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が571万1,000円。ミナト塩竈まちづくり基金繰入金63万4,000円となります。括弧として、事業費の内訳を下に記載しております。なお、予算書につきましては、後ほどご説明いたします。

4の今後の予定ですが、この補正予算をお認めいただきましたら、7月に対象事業所等への通知を送付、申請受付、9月から補助金交付を進めてまいります。

続いて、歳入歳出予算の詳細につきまして、資料No.9で説明させていただきます。資料No.9の10、11ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第10節需用費、これは通知関係の消耗品費として4万5,000円。

次に、第11節役務費、これは郵送料や振込手数料として5万円。

次に、第18節負担金補助及び交付金、これは介護サービス事業所等物価高騰対策補助金625万円となります。

続いて、歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の6、7ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の第1節総務管理費国庫補

助金の1億6,937万2,000円のうち、571万1,000円を計上しております。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

続いて、第19款繰入金第1項基金繰入金第4目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金の第1節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金1,881万9,000円のうち、介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金事業として63万4,000円を計上しております。

高齢福祉課からの説明は、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 志野生活福祉課長。

○志野福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 続きまして、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」におけます生活福祉課所管の内容について、ご説明をさせていただきます。

説明に際しましては、資料No.9及び11を使用させていただきます。

まず初めに、資料No.11でございます。31ページをご覧ください。

障害者自立支援給付審査支払等システムの改修についてでございます。

1の概要ですが、障害者自立支援給付審査支払等システムについて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、所要の改修を行おうとするものでございます。なお、本システムの概要は、以下の米印以下の部分でございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2のシステムの改修内容について。改修内容の1つ目は、（1）障害福祉サービス等報酬改定に伴う改修で、収支差率が高く、かつ、事業所が急増している以下に記載のサービス類型の3つ、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援・放課後等デイサービス、以上の3つについて、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限りまして、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用しようとするものでございます。

改修内容の2つ目は、（2）障害福祉サービス等報酬改定に係る障害福祉従事者の処遇改善に伴う改修でございまして、福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1万円の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月3,000円の上乗せ措置を実施するものでございます。

3の事業費及び財源内訳についてですが、事業費として363万円を計上しております。財源内訳につきましては、国の地域生活支援事業費補助金から181万5,000円、残り181万5,000円は、一般財源となります。

続きまして、歳入歳出予算の詳細につきまして、資料No.9でご説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

資料№.9の10、11ページをお開きください。

第3款民生費です。第3款民生費第1項社会福祉費第7目障害者総合支援費の第12節委託料、福祉サービス費として363万円となります。

続きまして、歳入のご説明に移ります。

同じ資料№.9の6、7ページをお開きいただきたいと思います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金の第1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業費として181万5,000円を計上しております。

さらに、同じページの下、第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の第1節財政調整基金繰入金の2,904万2,000円のうち、188万5,000円を計上しております。これは、財源内訳で申し上げました、市の一般財源に当てはまる費用となります。

恐れ入ります。資料№.11の31ページにお戻りいただきたいと思います。

4の今後の予定でございますが、この補正予算をお認めいただきましたならば、7月に契約手続を行い、システム改修を実施し、8月運用開始ができるよう進めてまいります。

生活福祉課からの障害者自立支援給付審査支払等システムの改修についての説明については、以上となりますので、ご審査をよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく生活福祉課からでございます。

議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」におけます最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付について、ご説明いたします。

説明に際しましては、先ほどと同様、資料№.9と11を使用させていただきます。

まず初めに、資料№.11、32ページをご覧ください。

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付についてでございます。

1の概要についてでございますが、令和7年6月の最高裁判決により、平成25年の生活扶助基準改定時の厚生労働大臣の判断過程や手続に過誤があったと認定されまして、原告に対する保護変更決定処分が取り消されました。この判決を踏まえ、保護費の追加給付を行おうとするものでございます。

2の支給対象世帯につきましては、以下の2つの条件がございます。

まず一つ目、平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給していたことがある全ての世帯。

次に、（２）として、平成30年10月から令和８年３月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯などとなります。

参考までに、対象世帯は、今年の３月末現在で受給世帯が617世帯、市外転出や就労等による自立などによる廃止世帯は503世帯で、合わせて1,120世帯を本市分として推定しているところでございます。

続いて、３の事業費及び財源内訳についてですが、事業費として7,974万円。財源内訳といたしまして、国の分として6,098万円。この6,098万円の内訳として、生活扶助費等負担金として5,628万円。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、事務費のことですが、こちら470万円を計上しております。残りの1,876万円は、一般財源となります。なお、その下の括弧にあります事業費内訳といたしましては、記載のと通りの額と割合となっております。

続きまして、歳入歳出予算の詳細につきまして、資料№.9でご説明をさせていただきます。

歳出からご説明いたします。

資料№.9の10、11ページでございます。

第３款民生費でございます。第３款民生費第１項社会福祉費第10目中国残留邦人等生活支援給付費、第19節扶助費に中国残留邦人等生活支援給付費として６万7,000円。さらに、同じページの第３項生活保護費第１目生活保護総務費第１節報酬の136万5,000円、第３節の職員手当181万2,000円、第４節の共済費30万3,000円、第８節の旅費９万円、第10節の需用費27万2,000円、第12節の委託料85万8,000円。以上、470万円は、生活保護事務費として計上しており、さらにその下の第２目扶助費の第19節扶助費に生活保護扶助費7,497万3,000円としております。

続いて、歳入について、ご説明をさせていただきます。

同じ資料№.9の６、７ページをお開きください。

第15款国庫支出金第１項国庫負担金第１目民生費国庫負担金の第３節生活保護費負担金に生活扶助費等負担金として5,628万円。第２項国庫補助金第２目民生費国庫補助金の第２節生活保護費補助金に生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として、事務費全額分の470万円を計上しております。

続いて、同じページの下の方の第19款繰入金でございます。第19款繰入金第１項基金繰入金第１目財政調整基金繰入金の第１節財政調整基金繰入金2,904万2,000円のうち、1,876万円を計上しております。これは、先ほど事業費及び財源内訳で申し上げました市の一般財源に充てられ

る費用となります。

ここで、恐れ入ります。資料No.11の32ページにお戻りいただきたいと思います。

4の今後の予定でございますが、この補正予算をお認めいただきましたならば、7月に受給世帯のデータ抽出作業、追加給付に関する案内をホームページ・広報等で掲載をいたしまして、8月から廃止世帯への申請・受付を開始しまして、9月以降、廃止世帯の追加給付を実施し、3月末までに支給を完了する予定でございます。

生活福祉課からの、最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付についてのご説明は、以上となります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○志子田委員長 山本健康づくり課長。

○山本福祉子ども未来部健康づくり課長 続きまして、議案第30号「令和8年度塩竈市一般会計補正予算」における健康づくり課所管の内容について、説明いたします。

まず初めに、資料No.11をご用意願います。資料No.11の34ページをご覧ください。

1の概要ですが、エネルギー価格高騰等の物価高騰の影響を踏まえ、医療サービス等の安定した提供体制の維持に資するため、市内医療機関等に対して、補助金を交付しようとするものです。

2の事業内容についてです。（1）対象施設は、令和8年4月1日時点で市内に所在する記載①から③の施設で163施設を想定しております。

（2）内容につきましては、各対象施設からの申請に基づき、1施設当たり5万円の補助金を交付するものです。

3、事業費及び財源内訳についてですが、事業費として825万9,000円を計上しております。財源内訳につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から743万3,000円。ミナト塩竈まちづくり基金繰入金82万6,000円となります。参考に、事業費の内訳については、下に記載してのとおりとなります。

4の今後の予定ですが、この補正予算をお認めいただきましたら、7月に対象施設への通知、8月に申請受付、9月に補助金交付を進めてまいります。

続きまして、歳入歳出予算の詳細につきましては、資料No.9でご説明させていただきます。

資料No.9の12、13ページをお開きください。

歳出からご説明します。

第4款衛生費です。第4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費第10節需用費は、通知

関係消耗品費 4 万 5,000 円となります。第 11 節役務費に通信郵送料や振込手数料 6 万 4,000 円となります。第 18 節負担金補助及び交付金は、医療機関等物価高騰対策支援補助金 815 万円となります。

続いて、歳入について、ご説明いたします。

同じ資料 No. 9 の 6、7 ページをお開きください。

第 15 款国庫支出金第 2 項国庫補助金第 1 目総務管理費国庫補助金の第 1 節総務管理費国庫補助金 1 億 6,937 万 2,000 円のうち、743 万 3,000 円を計上しております。こちらは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に当たるものです。

引き続き、第 19 款繰入金第 1 項基金繰入金第 4 目ミナト塩竈まちづくり基金繰入金の第 1 節ミナト塩竈まちづくり基金繰入金 1,881 万 9,000 円のうち、医療機関等物価高騰対策支援補助金事業として 82 万 6,000 円を計上しております。

健康づくり課から、医療機関等物価高騰対策支援補助金についての説明は、以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○志子田委員長 では、これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。また、発言の際は着座のままで構いませんので申し添えます。ご発言どうぞ。菅原委員。

○菅原委員 それでは、私から何点か確認させていただきたいと思います。

まず、資料 No. 11 の 11 ページの塩竈市の市税条例の一部改正について、確認をさせていただきたいと思います。

今回、条例改正は、これ国の税制改正に伴って市税の改正になるわけですが、個人住民税関係では住宅ローンの控除、それから公益信託制度に係る寄附金額の控除。また、ふるさと納税制度の見直しなど市民にとっては大変ありがたい税制の改正であると思うんですけども、一方で、本市の市税として、やはり財政面から見た場合、大変大きな影響があるんじゃないかなと私は思うんですけども、この点について、市税の影響、こういった点が考えられるのか、その辺伺いたいんですけども。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 菅原委員からのご質疑、今回、この条例改正に伴う市税への影響と

いうご質疑ということでよろしかったでしょうか。はい。まず、今回、菅原委員からのご指摘のとおり、住宅ローン控除の延長と公益信託制度の税額控除、ふるさと納税、この部分についての条例改正に伴うところを今回、上程させていただいているところなんですけれども、まず住宅ローン控除の延長につきましては、基本的には、何ていうんですか、適用内容、そのの中身についての変更はございません。基本的に延長ということで市税への影響は基本的にないというところでございます。

また、(2)の公益信託制度に係る寄附金控除については、基本的には、令和10年度の住民税の申告からの影響というところになりますので、まず対象については、まだ分からないという、人数なども分からないということで、影響については、分かりかねる部分ではあるんですけれども、大きな影響はないんじゃないかと思っていますところですよ。

最後に、ふるさと納税制度の見直しですけれども、今回、新たな上限ということで、住民税所得割額の193万円というところになります。これというのは、実を言うと給与収入に換算すると約1億円の方ということになります。かなり高額な方です。今回、令和8年度の確定申告を見た場合、本市の場合はそれに該当する方はおられませんでしたので、今回そういう形でふるさと納税をされた方というのはないので、今回の市税においてははないかと捉えております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。それで安心しました。これ全部、そういった条例の改正で、国のこういった住宅ローンの控除とか、それから寄附金に対するとか、ふるさと納税の形で、市民には結構お得感があるのかなという部分があったので、質疑させていただきましたので。

その12ページに、固定資産税の関係で、固定資産税の課税されない基準となる免税点が20万円から30万円になるというのと、それから償却資産が、150万円から180万円に引上げられたということで、これは本当に、市民の方には本当に得する部分かなと思うんですけれども。改めてこれも、市税には、あまり影響ないのかなとなるんですけれども、その辺お願いします。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 固定資産税、今回、免税点が引上げになったと、その影響というところでございます。今回、参考に、今回に捉えた場合、来年からこういう形で免税点に変わるんですけれども、今年度、もしなった場合どのぐらい影響あるかというところでございますが、家屋の場合ですが、対象件数が125件の52万6,000円、償却資産の場合が58件の133万4,000円と

いうところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 家屋の評価額という形で、参考にするとは思いますが、また、償却資産となると、今現在のお持ちの分に対する償却資産で、これが150万円から180万円に引き上げられるということだとは思いますが、そんなに私も影響はないのかなと思いますので、ただ、この固定資産税で土地の部分がここに入っていないんですけれども、この土地というのは、今回は、改正はならないのでしょうか。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 土地の部分のほか、ご質疑でした。土地につきましては、今回税制改正の中で土地については、全国的には家屋や償却資産については、物価が上がっているということで免税点が上がるということでの今回の改正でございました。土地については、土地は全国的なところから見ると落ちていると捉えておりまして、国の税制改正において、土地は免税点の改正は行わないということになっておりました。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。土地の部分は、今回は入っていないということなんですけれども、ここで3番目に、市税条例の改正に伴うシステム改修ということで、ここにも書いてありますけれども、今回システム改修ということで、この財源のこの下の内訳（2）の部分で、事業費書いていますけれども、これ確認なんですけれども、一般財源で220万円と書いているんですけれども、こういった国の制度で改修となった場合に、やはり自治体は、全てこの一般財源から支出しなければいけないのでしょうか、その辺をお願いします。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 この一般財源で対応するかどうかというところなんですけれど、一応、交付税措置されるという形で聞いております。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。安心しました。

次に、30ページの町内会等コミュニティ強化支援事業について、お伺いしたいと思います。

今回、支援事業として概要にも物価高騰の影響を受けている町内会等の活動に対して費用負担を軽減するために、助成金を10万円を上限として支払うということで、今回の事業が、議案があります。私もこの地域活動を支える上では、大変重要な制度だと思っておりますし、しかしながら、やはり自治会によっては、活発にしている町内会と、それから、集会所もない部分でなかなか町内会で活動があまりされてない部分が多々あると思うんですけれども、そういった現実から見て、格差が多少なりとも生じている部分があるんじゃないかなと思っております。町内会は167団体が多分あるんですけれども、前回のですね、これは3回目ぐらいだと思うんですけれども、申請のあった団体はどれだけあったのか、その辺お伺いしたいと思います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 前回、行った事業についてのご質疑です。令和7年度に同様の事業を行っておりまして、129団体からの申請がございました。

以上になります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 167団体のうち、申請があったのは129団体ということで、この129団体の中で申請があったけれども、この事業に値しなかったというのはあったんでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 申請をいただきました全ての団体において交付をしているという実績でございます。

以上になります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。本当にこの10万円というのは、いろんな活動の中で、ここにも事業内容が書いてありますけれども、様々な部分で今使えるという形で、例えば、集会所がなくてもほかの部分で、ごみ焼却の問題とか、ごみステーションの問題とか、そういった問題で使われている可能性もあるということもお伺いしております。ただ、今回の事業というのは、やはり公平性とか、それから平等という形を考えると様々な部分で町内会から相談が多分あると思うんですけれども、市民課の協働推進係などに多分寄せられると思うんですけれども、そういった課題とか、それから相談される内容がどういった状況があるのか、この辺に関してお伺いしたいと思います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 前回、申請を受けながら町内会の困り事ですとか、それから申請されない団体に対しては電話等で、どういった事情で申請をされないのかということ聞き取りをしたりしております。町内会からよく聞かれる内容といたしましては、担い手が、役員が高齢化で、そういった町内会の活動する上で支障が出ているというお話があります。そういったところで、役員、担い手がないということで、この助成金を活用していろいろ事業を行いたいけれど、なかなか難しいというお話を聞いているところです。そういったところに対しては、ほかの町内会で助成金を受けて行っている事業、例えば、環境美化ですとか、防犯の関係で何か備品を買って配っていただくとか、あとは防犯灯の電気料に対しても使うことができますので、そういった活用の仕方などについて、難しいという相談があった際は、そういったお話をさせていただいております。

以上になります。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。本当に、集会所のない町内会も実際あるわけで、また、世帯数の大変少ない町内会も多分あると思うんで、そういったご意見なんかも多分あるのかなと思っております。これは意見はもらいませんけれども、私は今後この町内会について、この格差という部分がやはり今、だんだん多くなっているんじゃないかなと思います。それは空き家も入って、やはり町内会多いところ、少ないところ、例えば、600ある世帯、それから20しかない世帯というのが、もうはっきりしているわけなので、ぜひとも今後の一つの課題として、町内会の合併なんかも考えなければいけないんじゃないかなという段階に来ているんじゃないかなと私は思うんですけれども。これは、これと担い手とまた違いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、資料No.11の33ページの介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金について、お伺いいたします。この事業については物価高騰、本当に大変な中で、やはり同じように介護サービス事業の事業者さんが本当に大変な思いで、光熱水費とか食料の問題とか、様々な部分で苦勞されているということも聞いております。そういった中で、事業所の中で5万円の補助金になされるということなんですけれども、この5万円の補助金になった経緯を、この5万円、高いのか安いのかちょっと分からないんですけれども、その辺について、お伺いしたいのですけれども。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護サービス事業所へ補助金を支給する経緯でございますが、介護サービス事業所は国において報酬、基準額等が定められておりまして、物価高騰等による影響が価格に転嫁することがなかなかできないということであるため、必要な経費の増がそのまま経営悪化につながりやすいものと考えておりまして、こちらの影響を少しでも下支えするというので、今回の事業提案に至ったものでございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ということであれば、私は5万円ってちょっと少ないんじゃないかなという部分が、私も含めあると思うんですけど、もう少し膨らまして10万円とか、もう少しあるのかなという部分が、やはり私の意見でございます。しかしながら、宮城県において同じような事業を行っているのかなという部分があるんですけども、宮城県でやっているこの同じ名前、介護サービスではないんですけども、多分、高齢者か何かという形で出していると思うんですけども、その違いというのは何なのかをお伺いします。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 宮城県で行っている補助金でございますが、こちらについては、要綱等を確認しますと、特定の物品、物品購入費、食材料費に決められた費用の部分であること。あとまた、こちらは申請を受けて、交付決定を受けてから10月30日までに支払った分だけが対応となるということでございます。支払い自体も、10月30日以降ということになりますので、そういったことも考慮いたしまして、本市の補助事業について、提案に至ったものでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。同じような、ダブる、重なっているというか、ダブっていないければそれで構わないんですけども、宮城県としてはかなり高額な金額で多分補助をされていると思うんですけども。これ同じように、この次のページの34ページの医療機関等物価高騰対策支援補助金についても同じなんですけれども、この補助金は宮城県でもやはりやっているのかなと思うんですけども。その違いというのは、あるんですか。

○志子田委員長 山本健康づくり課長。

○山本福祉子ども未来部健康づくり課長 令和7年度の物価高騰支援事業を宮城県で実施されている状況でございます。今回、物価高騰の影響が著しいということで、宮城県で実施した事業

にさらに補助する目的として考えているところです。

以上です。

○志子田委員長 もう一度、説明してください。山本健康づくり課長。

○山本福祉子ども未来部健康づくり課長 今回の事業は、宮城県で実施した事業をさらに補助するという、金額的に補助するという目的で実施をしています。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。例えば、この補助金、国の補助金を使つての部分で、同じものの部分の、同一的な部分で、複数の補助金を重複で受け取るというのは、それは可能なんですか。

○志子田委員長 山本健康づくり課長。

○山本福祉子ども未来部健康づくり課長 県内の状況を見たときにも、同じように市で実施しているというところもあって、可能と捉えております。

以上です。

○志子田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。可能であれば別に問題はないんですけども、先ほどの介護のサービスについても、この医療機関に対しても大変苦勞されている部分でございますので、若干この5万円というのは安いのかなという部分もありますけれど、ただ、県もやっている。ただ、県は高額な金額で多分1床当たり6万円とか、そういった施設に対する、病院の施設とか、入院管理のない施設に対しても補助金を支給しているとか、そういった部分がだったので質疑をさせていただきましたので、これは問題なければ私はこれで構わないと思うんですけども、以上で、私の質疑は終わらせていただきます。

○志子田委員長 ほかの質疑の方。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 私から質疑をさせていただきます。

大半、菅原委員が質疑をしてくれましたけれども、半分以上私の質疑をしてくれたもので、割愛して2つぐらいの短く、時間がなくなりますので行きたいと思います。

まず、資料No.11の30ページ。町内会等コミュニティ強化支援事業の質疑になるんですが、これの中で、昨年実施をして167町内会中、今お答えあった129の団体が申請をしたと、これは承知しましたけれども。実際に、これ上限10万円ってありますが、10万円に満たない町内会も多

分多々あったと思いますが、その辺は5万円とか6万円とかってばらばらですけど、どういうバランスなのかお聞かせ願います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 おっしゃるとおり、10万円に満たない申請をいただいている団体もごさいますが、多くの団体に10万円を交付しているという状況でごさいます。いろいろ組み合わせて、この7つの事業内容ありますけれど、組み合わせて10万円として工夫して申請をしてきている団体が多くごさいました。

以上となります。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。と同時に、事後のアンケートですね、さっきも菅原委員が言いましたけれど、申請をしなかった、できなかった、忘れた様々、一応もう一度申請ありますよって市から言っているのも聞いていましたが、その辺の総括の反省なり、改善なり、次につなげるような調査というのは、おやりになっていたのか確認しておきます。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 総括質疑でも話をしましたけれど、申請受付から1か月後程度に、まずは電話で働きかけをいたしまして、その際どうして申請できないのかという理由も聞きながら、ほかの町内会の状況や事例をご紹介させていただいて申請につなげているという取組をさせていただいています。あとは、その後には連絡がつかないところ、まだ申請がされていないところには郵便で通知をお送りしているところです。そういう取組をしているところですが、なかなか電話での聞き取りなどでは、活動としてそういった何かを買って配るだとか、何かをするということは難しいという町内会、小さい単位の、小さいというか世帯数が少ない町内会が多いという印象でごさいました。

以上になります。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 承知しました。町内会の集会所もない町内会、もしくは、世帯数が少ない。もちろん理解できますが、例えば、地域の事業、何かイベントなり、お茶飲み会なり、そういうのができますよというのを、例を数点つくってアドバイスをするなんていうのも一つの手なのかなと思ったりもしています。

もう一つ、ちょっとこれは視点を変えてです。塩竈市の5地区町内会連絡協議会というのが

ございます。例えば、東、西、南、北、浦戸ということになっております。非常にこの5団体、特性がばらばらです。人口密度は西部、北部が多いです。南部、東部は非常に少ないし、あとは浦戸諸島となりますので、かなり、かなり違う感覚であります。私も西部地区を扱っていますが、結局、町内会から選出して5地区町内会があるんですけど、その5地区町内会というのは、ほとんど運転資金が全くない状態で運営しておりますので、できれば、希望です。この167団体申請がなかった、残りの金額というか、そういうものですね。予算を組んでるわけですから、ぜひそういう大きな地域の、大きなエリアの活動にも使えるような考え方とか、そういうことをやっていただければ、一つのアイデアかなと思いますが、その辺どうでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 5地区町内会連絡協議会に対する助成補助ということのご質疑をいただきました。もともと、地区町内会連絡協議会に対する補助金というのがありまして、それを皆さんに申請をしていただくということを、今後もさらに積極的に促していきたいと思っています。

あとは、この今回の10万円の補助で残った、使われなかったものを財源として5地区町内会へというご提案をいただいています、そういったことにつきましては、できるかどうかも含めまして今後検討はしたいと思っています。

以上になります。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 例えば、一つのアイデアですけれども、二、三町内会連合で申請を出して、町内会がないとか、小さいとかというのがあった場合、お困りの、また、高齢の会長さんでちょっとなかなか動けないという方のためにも、じゃあ近隣の二、三町内会で一緒にやってみたらどうか。例えば、ゲートボールであったり、そんなんでもいいですけど、そういうような活動なんかもいいのかなと思ったりしまして、数年間、5年間ぐらいやりましたので、もう一つアイデアと、皆で金を出して、コミュニティーという担い手含めたものの発想を、一歩、二歩転換してもいいのかなと思ってました。さらなる検討していただきたいと思っております。

次に、これも資料No.11の33ページ、介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金、先ほど菅原委員もお聞きしていました。これ125事業所を想定ということで、介護サービスの方の、5万円というのもちょっと私も何とも、どういう評価だったのかが分かりませんが、ちょっと答えは、ちょっと聞かせてもらいましたけれどもね。ここで一番なのが、高齢者含めた障がい

をお持ちの方の介護ということなものですから、担い手が非常に少ないのはもう全国的になので、これをもうちょっと、次回でも、次のステップにでも、特別手当みたいな、要はそういう従事者の方に給付されるような、保護的な、簡単に言うとサラリーマンであればボーナスのような考えで、ちょっと援助するというのも必要なのかなと思ったりもしていましたので、そういう発想もお考え聞きたいなと思って、お願いします。

○志子田委員長 佐藤高齢福祉課長。

○佐藤福祉子ども未来部高齢福祉課長 従事者に対する特別手当的なものということで、ご意見いただきました。今回の物価高騰対応ということで、国のお金を使ってやっている中でございまして、その中で今回、県と調整しながら包括的にできる部分ということで支援をさせていただいたので、今後、介護報酬の改定ということで処遇改善などは前倒しされるような状況もございます。ですので、そういったことも含めて、直接その職員に手当として支給するような補助金というのがなじむのかどうかについては、今後、多数事例なども含めて確認してまいりたいと思います。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ぜひ、これだけ高齢者が、後期高齢者が増えてきまして、その施設に入る方もかなり多くなってきていますので、その担い手というのは、市でも独自に発想を考えたりして、行動を速やかに動かして、先進事例になるぐらいの検討をしていただければと思います。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○志子田委員長 ほかの方、ご発言ありますか。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 2点お伺いしたいと思います。資料№11、30ページです。

先ほどからやり取りがあるんですけど、町内会等コミュニティ強化支援ということで、申請がなかったところに聞き取りをして、例えば、こういう電気料、防犯灯の電気料も対象になるんですよとか、ほかの町内会、自治会でこういうことで申請してますというご紹介されているということをお伺いしましたけれども、この事業を紹介、周知するときに、例えば、事業内容が7つあるんですけど、イメージしやすいように周知段階でこういうものというふうにかかれた周知になっているんでしょうか。このことをお伺いします。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 まず、昨年度の例です。9月定例会でお認めいただきまして、10月に申請の案内をお送りしています。そのときに、過去の事例ですとか、こういったことで

使うことができますという活用事例を、それぞれの分野において参考となるものとして、資料を作ったものを送付しております。

また、この補助金に関してよく質問をいただくことについて、質問集ということをもとめたものも資料として一緒にお送りしていきまして、申請を促しているところです。

以上になります。

○志子田委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう1点は、資料№11、32ページです。最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付についてなんですが、廃止世帯の申請受付ってことがあるわけですが、その廃止世帯に対する周知というのは、自分が該当するものかどうか分からないという人も中にはいらっしゃると思うんですが、受給世帯は分かるわけですね。市から情報が行くと思うんですけども、廃止世帯についてのそういう周知というのはどのようなのでしょうか。

○志子田委員長 志野生活福祉課長。

○志野福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 廃止世帯の周知の方法についてですけども、本市といたしましては、先ほどの議案の説明の際に申し上げさせていただきましたということに加えてですが、まずはホームページ、それとそういった周知広報です、市の広報紙を用いるというのが一つあります。それをもって広報紙、あるいは、その後について、折り込みを今検討しているところでございます。市内の全世帯に対する折り込みということでございます。そういったことで周知を図るということと、これは本市に限った制度の関係、追加給付ということではないので、これはまだ確認を取ってないのですが、ほぼ間違いなく国とか県からも何らかの形で全国民宛てに周知はされると思います。そういった多層的に国・県・市、私どもは市でございますが、国・県・市で多層的に全国的に周知を図った上で、我々にお問合せいただくという手段になります。なお、その期間に入っていたのかどうか分からない。確かに、パンフレットとかに、いついつまでとは書いているんですが、どうだったっけというのは当然あると思います。ご指摘のことはあると思いますが、まずはそういった場合には窓口、私どもの生活保護の窓口、カウンターとか電話とか、そういった一旦、私何々の者ですけどと言って、本人確認取れないと当然お答えできませんので、その際にどういった書類が必要かということについては、これからまた国から示されますので、そういったものを持参した上で、紹介させて、ご回答とさせていただく流れになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。やはり周知徹底ということは、大事になるかと思います。この生活保護基準の大幅引上げに関しては、2013年から2015年の間のものですが、地域でも受給者からまともに暮らせないという声がたくさんあったわけです。今後も生活困窮者の自立を支えていくという親身な行政をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 では、資料№.11の30ページです。

私もちょっとお聞きしたい内容がありました。さっきの回答の中には、こういう7項目ありますが、それぞれこういうほかの自治会の例とか詳しく、行くとこれが使えるんだなということが書いてあるということで、それはとてもいいことだと思います。これ申請するときに、書きやすい中身、ご高齢の役員の方も書きやすい内容になっているのかなどお聞かせください。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 申請書には、書きやすい内容と言われますと、一応申請書、それから何に使うのか、あとはどういった費用についてを書いていただく内容となっております。それで、ご持参いただきまして、その場で分からない部分を丁寧に説明しながら、一緒に申請書を作成していただく。あと、実績報告書も提出していただきますが、そういったところで難しいとか分からない部分につきましては、職員が説明をしながら記載をしていただきまして提出をしていただくということをしておりますので、難しい内容かどうかと言われますと、なかなか難しいかと思いますが、一応申請書の様式としては難しいものではないかと思っております。

以上です。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。それから、申請に来ないときは電話をするというお話ですが、なかなかご高齢の役員さんだったりして、どうしても役所にとにかく、市役所から町内会に向けて足を運ぶということはないでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 昨年度に関しましては、こちらからご自宅に出向いてということにはなかったかと思います。

以上になります。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 過去はそうでしたけれども、電話の受け答えでちょっと耳が遠かったりとか、そういうことで市からもそういう町内の事業をなかなかできないというところもあると思うんです。大きい町内会でみんな元気にやっているところもあれば、人数が少なくってというところもあるので、きっとそういうところでは、これまではしたことがないけど、ここはちょっと行ってみたほうがいいかな、なんて思うようなところはどうでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 市民課の協働推進係が担当になります。町内会について、様々なご相談をいただいています。助成金だけでなく、そういったご相談の中で、なかなか出向くのが大変だという町内会長さんのところに、こちらから訪問いたしまして、お話を聞いたりと相談するという事例はございます。今後についても、そういったケースについては、きめ細かく対応したいと思っております。

以上になります。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ぜひお願いしたいと思います。

それから最後ですけれど、今後の予定については、随時申請を受け取るということでしたが、これはじゃあ締切りは特になく、今年度中、来年度、今年度中の申請は受け付けると捉えていいのでしょうか。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 こちらにいつまで申請受け付けるということは書かれていませんが、昨年度ですと、12月中旬までの申請受付としておりました。その後、実績報告をいただきまして、交付ということにしておりました。今年度につきましては、昨年度同様、または、11月末ぐらいをめどに申請を受け付ける予定としておまして、そちらに関して整いましたら皆様にお話ししたいと考えております。

以上になります。

○志子田委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。いろいろな町内会がありますので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○志子田委員長 ほかに、ご発言ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員 私から2点伺います。資料№11の、同じく30ページ。

町内会等コミュニティ強化支援事業、これについては、要は国の財源、地方創生臨時交付金、これはコロナ禍から名前が変わってずっと続いているもので、この間、経済産業省の役人さんとお会いしたら、私が実はコロナ禍のときにつくったんですって、それがこうやって名前が変わってという話もしていたんですけれども、町内会側にしてみると、この10万円というのは続くんだろうかと、当てにしていいるんだろうかと思うの、正直なことを言うと。ボーナス的にもらっているような感じなんです。そうすると、もし続くのであれば、ちゃんと計画を立てて、何かしらその町内会を、名前にあるとおりコミュニティ強化するためのものに充てていくとか、町内会費の負担軽減にしていとかいろんなことが考えられる。取りあえずこの地方創生臨時交付金を使っていと、国の評価基準は、まずお金は配りなさいという。その結果はどうであれ、お金は配れと。配るか配らないかだけの話だけどね、これ。それで、そのとき思うんですが、塩竈市というのは、たしか要綱をつくったりして、特定の団体に対してとか補助要綱つくったりいろいろしているのね。今後、国がもしこれをやめたとか、交付金が来なくなったときに、塩竈市の一般財源を活用して要綱をつくって、こういうコミュニティを強化するための支援事業として継続するようなお考えはあるのかどうか伺います。

○志子田委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 町内会が、市として町内会に様々ご苦勞をいただいていると思っておりますし、市ができないことを町内会、地域の皆様に行っていただいているということで、そのために町内会の支援を市としてできることはしたいと考えております。町内会からの声としてはやはり財源がない、町内会費の収入が苦しい、そういった声が聞かれていて、経済的支援を望む声が町内会から多くございます。そういった中で、市として財源があるときに経済的支援ができればということで、この臨時交付金を使いながら、この助成金の制度を、事業をやっているところです。その財源があるときにやってきたということで、今後それが続くかどうか、続かない場合にできるかと申しますと、なかなか難しいのかなと思います。今後、そういった町内会への支援の在り方というのを、市としても強く検討していかなければいけないと思っておりますし、また、財源、それから市としての町内会への支援の方向性というものをきちんと考えながら検討したいと思っております。

以上になります。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ご答弁ありがとうございます。無理なご答弁をいただいているんだけど、たしかPTA連合会の何か補助要綱とか、補助要綱か、あとさっき話が出た連合会か、町内会の連合会に対する補助要綱、あるよね。それでお金が出ているよね。この町内会単体に対する補助要綱というのはないんだよね。できればこのやっぱり、コアとなっている町内会を強化していくのであれば様々な、もしかしたら介護保険だったり、いろんな様々な制度があると思うんだけど、そういうことをうまく考えながら、やっぱり継続的に支援をできるような要綱をぜひ考えていただければと思います。これは要望させていただきたいと思います。

次に、税制改正、地方税法の改正のところでお伺いしたいんですが、ページ数で行くと資料No.11の12ページのところでお伺いをいたします。

地方税法改正のところでは12ページの固定資産税関連のところでお伺いをいたします。いま一度ご説明いただければと思います。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 固定資産税関係ということで、免税点という部分で、その免税点を家屋については、20万円から30万円。あと償却資産については、150万円から180万円ということで改定されるというところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでお伺いしたいんだけど、固定資産税における不均一課税と減免、これ1つ持っている、権限として持っているんだけど、今回、国が課税する基準を下げることによって、上げるのか、額を上げることによって課税される額が低いままでいられる方が増えているということだな、これね。（「そうです」の声あり）今回の制度。国がそれで物価高騰対策でということで支援してくれるんだけど、市町村として、この固定資産税等を活用しながら給付金の物価高騰対策に対して、市としても基準点の1.4掛けているんだよね。固定資産税は、標準額掛ける1.4だよね。1.4倍しているよね。そのところで聞きたいんだけど、この塩竈市の独自の市税としての固定資産税、ここの部分で塩竈市が物価高騰で悩んでいらっしゃる市民に対して支援を今していくということも、負担軽減ということだね、必要なものではないかと思うんだけど、その辺の勉強会とかしたことありますか。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 伊藤委員がご指摘の勉強会をしているかどうかということだと、まだそういうところまではやっていないです。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 わがまち特例って固定資産税に関してあるよね。それは塩竈市は適用したことはありますか。

○志子田委員長 阿部税務課長。

○阿部市民生活部税務課長 すみません。その部分については、ちょっと把握し切れてないんですけれども、わがまち特例、そこら辺の該当するという条例の部分については、塩竈市で対応できるという形で取り組んでおります。

以上です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひ塩竈市の現状を考えたときに、高齢者世帯が増えて税負担も重くなってるよね。だからその辺のところをやっぱり踏まえた形で、せつかく国もこうやって一步踏み込んでくれた措置をやってくれたんで、塩竈市としても単独で、確かに減収になる話だけれども、そういったところで支援をするということも考えていただきたいと思いますので、要望しておきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○志子田委員長 ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 23 分 休憩

---

午前 11 時 23 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号ないし第30号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第27号ないし第30号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

これより、請願審査を行いますので、関係者以外の方は退席していただいて結構です。

午前 11 時 24 分 休憩

---

午前 11 時 27 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第4号「小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除に関する請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表の朗読をさせます。小野寺事務局次長。

○小野寺事務局次長兼議事調査係長 それでは、請願文書表を読み上げさせていただきます。

令和8年6月15日、塩竈市議会定例会、請願文書表。

番号、第4号。

受理年月日、令和8年5月22日。

件名、小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除に関する請願。

請願の要旨、請願項目。

下記の項目について、塩竈市議会に請願する。

記

請願事項。

児童の通学路における安全確保及び地域住民の生活道路の利便性向上のため、小松崎地区（宮町登り口～第二小学校北門）における時間帯一方通行規制の一部を解除し、双方向通行化を求める。ただし、第二小学校北門から北地区（梅の宮方面）については、児童の安全を考慮し「午前中のみ規制維持、午後は解除」の運用を提案する。

請願趣旨。

本路線（金華山道）は、地域の重要な生活道路ですが、昭和46年の指定以来、約55年間にわたり時間帯一方通行規制（現在は、午前中 7 時30分～8 時30分、午後 2 時～4 時）がしかれ

ております。しかし、近年の地域開発や人口動態の変化に伴い、設置当時と現在とでは児童の通学状況が大きく異なっており、現行の規制が以下のとおり重大な課題を引き起こしています。

1、通学児童の安全上の懸念。

現在、開発が進んだ伊保石・千賀の台・庚塚地区からの通学児童が大多数（全校児童414名中366名）を占める一方、現行の規制区間を利用する児童は数名にとどまります。この結果、現行の一方通行規制がかえって多数の登校児童が歩く方向へ車両を誘導する形となっており、極めて危険な状態です。また、下校時や悪天候時の保護者による送迎車両の増加も重なり、北門付近を起点に数百メートルの激しい渋滞が発生しております。

2、地域住民の日常生活への支障。

本規制により、地域住民は不必要な迂回を強いられています。特に近年は、高齢化に伴うデイサービスや通院の送迎車両の運行に重大な支障を来しており、住民の通勤・通院など移動の権利が阻害されています。

3、これまでの経緯。

本件に関しては、平成10年から要望書（第二小学校校長、市民生活部長宛て）を提出、令和6年9月市議会定例会での伊勢由典議員の一般質問、さらには、令和7年3月に315名分の署名を市長、教育長、警察署長宛てに提出を行ってまいりましたが、いまだ根本的な解決に至っておりません。

以上のことから、実態に即した「小松崎地区の時間帯一方通行の一部解除」を速やかに実施されるよう、地方自治法第124条の規定により、お願いいたします。

提出者。

小松崎第二町内会会長、同町内会事務局、小松崎町内会会長、北浜第一町内会会長、北浜二葉会会長、梅の宮町内会会長。

紹介議員。

伊勢由典議員、西村勝男議員。

以上でございます。

○志子田委員長 朗読していただきました。

請願紹介委員より、請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 早朝から議案審査に携わり、ご苦労さまでございます。

今回出ました請願書について、今、請願文書表で読み上げられたとおりでございます。

今回、私、伊勢由典と、それから西村勝男議員とで紹介議員として、今回の請願に携わせていただいております。

今回の請願の中で、該当する地区は小松崎町内会、あるいは、小松崎第二町内会、北浜第一町内会、北浜二葉会、梅の宮町内会ということでの該当する5団体からの提出ということになっております。

当時、先ほどのお話のとおり、昭和48年、昭和46年ですか、失礼しました。こういった一方通行での処置が行われたという経過がありますが、実は私も教育委員会に問合せをした中で、当時の児童数、直近で教育委員会の資料で、直近で見当たったのは、昭和48年、当時、児童数が1,744人ということだったということであります。加えて、北浜の区画整理事業、第1区画整理事業というのが、ちょうど同じ頃の時期に始まりまして、この北浜のこっちのほうで新たな、言わば区画整理事業によって人口が増えると、こういう経過をたどっていたようであります。

先ほど、請願書にもありましたとおり、今では414人ということで、当時と比較すると児童の通学の関係についても大幅に減っている。先ほど請願書の中にもありましたとおり、宮町から小松崎の市道ですね。小松崎松陽台線というんですけれども、本当にこの間、現場を朝、早朝伺いました。実際に北門に上がってくる児童は、大体4人ぐらいでしたかね。北門というのは、第二小学校の一番上の門です。そこに上がってくる子供さんの数はたしか4人ぐらいで、多くはやっぱり実際、伊保石とか、あるいは、千賀の台とか、庚塚といいまして越の浦春日線の沿線沿いに住宅が全部張りついている地域があるんです。あるいは、青葉ヶ丘かな。こういうところで新しい新興団地が次々造られて、そちらから児童が学校に、児童の皆さんが学校に通学しているという実態にあります。

したがいまして、この点からも今回の請願については、やはり今回の見直しをかけていくということで、請願事項にもありましたとおり、この請願について、ぜひご審査していただき、賛同を賜れば幸いではないかなと思うところでございます。

あとは、塩竈での通学路の規則はどのようになっているかということ、簡単に申しますと塩竈市立学校の通学区域に関する規則第2条、この規定を変えれば、そのエリアの変更が可能だと、こういうことに相なりますので、ぜひとも今回の請願について、ご賛同を賜ればということで私から一言の紹介にさせていただきます。

なお、請願者から資料の提出がございますので、委員長にお諮りをしていただければと思います。

私からは、以上でございます。

○志子田委員長 ただいま伊勢議員から、小松崎地区の時間帯一方通行一部解除要望区間の地図等についての資料配付の依頼がございました。本委員会に資料を配付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志子田委員長 ご異議なしと認め、小松崎地区（金華山道）の時間帯一方通行一部解除要望区間の地図等についての資料を配付することに決しました。

それでは、資料の配付をお願いいたします。

配付してから説明してもらったほうが分かりやすかったかな。

〔資料配付〕

それでは、改めて伊勢議員から、地図を見ながら追加説明ございますか。（「はい」の声あり）伊勢議員。

○伊勢議員 皆様のお手元に、請願者の方から資料ということで配付がされております。見ていただきますと、小松崎町内会、北浜第一町内会、北浜二葉会、そして小松崎第二町内会等々でここに掲げられております。第二小学校は、ちょっと上のほうのところが学校ということになります。下の入り口は、小松崎町内会と書かれているところから、言わば一方通行の指定がされているということになります。もちろん時間帯の関係で指定になっているわけですが、こういったところでのこの市道です。小松崎松陽台線ということになっております。したがって、実際こちらから全て規制、時間帯での規制でここを上らざるを得ないということになります。これが1つです。

それから2つ目、これは子供さんの実際の、第二小学校から梅の宮方面、梅の宮方面というのは、梅の宮跨線橋というのがあるんですね。そこに向けての一方通行の弊害ということで、15時30分頃の写真ということで示されております。児童の皆さんがお帰りになる際に、下校時の安全サポーターも不在で、児童の後方から追越しということになって危険だということになります。

そしてあと、父兄の送迎車両の停車も問題ということで、例えば、様々な天候が悪くなったときに結構やっぱり迎えに来るようですね。ここの北門のところですね。そうすると車の車

列ができて非常に危険だと。その後、車がずっと車列がある中で、結局そこを下のほうから車両が抜けていく、一方でここに写真にある児童の皆さんが、帰宅する際の関係でいうと非常に危険だということも含めて、こういった写真が添えられていると。

3枚目は、一応これはどういう下校コースになっているのかということで、これは見てください。いろんな、こういった形で比較してますよということでの示し方になっております。梅の宮跨線橋のほうからの児童数が366名、宮町上り口からの児童数が10名ということで、実質多くの方々の児童のこの現状は、2026年4月現在で、学校側から、第二小学校から提供されたものを精査して、やると大体こんな感じでの児童の登校、下校ということになっているという資料でございますので、参酌していただければと思います。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 西村勝男議員から、説明はありますか。西村議員。

○西村議員 紹介議員の西村です。どうぞよろしくお願いします。

伊勢議員から説明はされたようなので、私からは、一つは365日交通規制の中で、この地区は一方通行で生活している。学校の登校日は大体200日ぐらいだと思うんですけども、その登校してない日の時間帯も全て規制された中で、その生活環境がそういう規制の中で行われているということが、やはりその部分だけでも、北浜までの部分を解除していただくことが一番いいのかなと思いますので、その辺も考慮していただければ幸いです。

一番は子供の安全、5人でも、10人でも、300人でも、とにかく子供、下からは3人、5人だという方もいらっしゃるんですけども、それも子供たちの安心安全のためにはやっぱり交通規制も必要になるかもしれませんけれども、帰ったら一方通行にすることによって、上からは来ないということで、学校の先生なり、納品業者なり、私も納品業者で70年ぐらい学校には行っているんですけども、やはり安心して、スピードを出していく方もいらっしゃるようなので、そして町内会の方に聞くと、先生のほうもちょっとスピード出しているんじゃないかというお話もあるくらい、やっぱり安心して一方通行の時間帯の中では、普通に30キロ、40キロぐらいで上まで上って来られる方もいらっしゃるようなので、やはりそれも安心、両方走行することによって、利便性も上がりますが、交通事故もふだんも意識されて、宮町から上り口の細い狭隘な道路部分を安全に上れるのかなと思いますので、その辺ご理解いただきながら審査していただければ幸いですので、よろしくお願いします。

以上です。

○志子田委員長 では、紹介議員の説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。皆さんから、質疑はありますか。菅原委員。

○菅原委員 今、請願に対する問題点とか様々な請願内容を説明いただきました。

私もこの小松崎松陽台線というんですか、その線に関しては、学校という形で道路を、私もあそこをたまに通るんですけども、やはり大変狭いところは間違いないんですね。ゆえに、ごみステーションとか、それから電柱がグリーンベルトのどこまで、はみ出ている部分があるわけなんです。そういった部分では、あそこを何とかしてくれということも、要望も私もあったわけなんですけれども、今回、一方通行を解除して双方の通行化を求めるということで請願が出されたわけなんですけれども、ここで一つ確認したいという部分もあったんですけれども、一方通行になった経緯というのが、当時1,400人ぐらいの児童生徒があったとか、それ説明があったんですけども、過去に何かしら事故があってそういうふうになったのか、そういった部分を私も確認したいなという部分があったんですけれども。あと、学校側のPTA関係でも、やはりあそこは大変危ないということで学校の指導はされていると思うんですけども、その辺が学校側のPTAの関係も、そういった意見を集約しているのか。また、なぜ今回、警察がタッチしているわけなんですけれども、警察の協議なんかもどのような形で考えているのか、多分要望書で1回、ここに書いてあったんですけれども、令和7年度の3月署名を集めて、市長とか教育長、それから警察署長宛てに提出したという形であるんですけれども、いまだ回答が出てこないという部分があったんですけれども、その辺もやはり確認していかなければいけない部分かなと私は思っておりますので、その辺も確認していかなければいけないと、私は思っております。

以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご発言ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 今日のご苦労さまでございます。

一つ、この請願なんですけれども、今回請願3つ議会に上がっているんですけども、それとはこの請願というのは完全に異質なもののなんだよね。多分、塩竈市議会としても珍しい請願なんです、これ。何でかという、反対している分に対して、いや、こうだからさ、必要なんじゃないかっていう請願は今まであった。国に対しての。ただ、これは明らかに住民が今こうやって困っているんだよという、初めての請願なんです。と僕は思います。三十数年来議員をやってきて初めてこういう請願。

それでね、20年前にうちの地元の赤坂の時間帯での一方通行を解除しました。ただ、そのときは警察署の課長さんたちにご指導をいただきながら、様々な解除に向けての要件を示されて、このときは1町内会で、うちの町内会だけだったんで住民合意するのも楽だったんです。ただ反対もありました。だけれど、それでも何で最終的に可能だったかっていうと、幅員なんです、道路の。道路の幅員が、何とか交互通行するのに必要な最低限の道幅があって、歩道も何とか確保できるということで可能だったんですよ。今回、皆さんご存じのように、この場所というのは多分最終的に問題になるのは、道路の幅員なんです。それで、そのことをこれから我々委員会、請願としてお預かりした委員会が、要はこれ相反するものですよね、要望されていることは。これ時間帯の規制を解除してくれという、一方で、子供たちの安全とか、歩行者の安全ということを考えると、いや規制してもらわないとおっかないわけだと、現状ではだよ。そういう相反する要望なんです、これ。それを同時に解決しなきゃいけないんで、私思うに、これからこの請願というのはあくまでも議員間討議ですから、委員会での初めての委員会討議です。委員さんたちの討議です。ですから、これは情報を共有するために各機関と課題をずっと聞き取りをしていかなければいけないです。そういうことをしながら、結果的にこの請願に対して委員会が結論を出したときには、私たち委員会がそれぞれ問題となっているところを一つ一つクリアするような、ある程度の認識を持った上で、委員会としてこの請願に結論を出し、そうすることで私たちの意思を示したときに、地元の方々を含めて協力する、請願提出をなさった代表者である地元の議員さん方も含めて、次のステップに行きやすくなる。ということまで考えてやらなければいけない請願なんです、多分。僕が今までの経験上から行くと、そうすると委員長にお願いなんです、これは委員会マネジメントとして、この請願をしっかりとやっぱりコントロールしながら、委員会をコントロールしながら、しっかりとやっぱり委員さん方が様々な方々と協議をしながら、または、情報交換をしながら、情報共有して課題を解決していくような委員会運営をしていただけることをお願いしたいと思います。

以上です。

○志子田委員長　ありがとうございます。ほかにご発言ございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員　このたび、この地域の状況をいろいろ教えていただきました。本当に子供たちの危ないところをちゃんと直さなきゃというのは、本当に地域の皆さんがいろんな話を伺って、いろいろ私も道路を見ながら学んだところです。今これまでの皆さんのお話を繰り返すかも

しませんけれども、お話ししたいと思います。

請願の文書にもありますように、校門は確かに北門となっています。小松崎地区から宮町の上り口、北門においてですけれども、本当にこのところは長いところでなっていて、反対の北地区、梅の宮方面から北門に向かって登校する児童数は本当に多かったです。私も拝見いたしました。そこに対して、その子供たちに対して、向かってくる車が本当に、下から大勢の多い車が来て、地域の方の中には先ほどお話もありましたけれども、「つい速度を上げてくる車があるのでとても心配なんだ」というお話がありました。それもさっき申し上げたように、一方通行規制が多数の登校児童が歩く方向に全車両、全車両が誘導されるという形になっているからです。デイスサービスの送迎や通勤、買物など全て一方通行となっていて、小松崎地域の住民の生活にも支障を来していると思います。

以上のことから、請願趣旨にありますように、小松崎地区における時間帯一方通行の一部を解除して双方の通行を求めています。ただ、北地区、梅の宮方面については、児童の安全を考慮して午前中のみの規制を維持、一方通行を維持するということですね。ただ、午後は解除して双方向にという運用が提案されています。これまで平成10年から一方通行の一部規制解除の要望書、また、先ほども出ましたけれども、令和7年実施の署名315名分の提出などが行われてきました。しかし、このような運動、請願をしても、この30年間根本的な解決に至っていません。児童の安全を守るため、住民の生活道路の確保の観点から、願意は妥当だと考えます。今、伊藤委員からお話があったように、本当にみんなでしっかり話して、みんなが理解していかなきゃいけない課題だなと思いました。

以上です。

○志子田委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 私も様々な観点からいろいろ話を聞いていました。第二小学校の学校の校長先生になった頃、または、もっと若い教頭時代から含めて、その歴史的な背景とか交通事情をお聞きしております。また、地元に住んでいる方のお声も聞いたり。ある人は、子供たちを守るために週末だけ解除で利便性が上がるんじゃないかという意見もございます。または、利府の支援学校が一緒に入っていますので、その交通もあるとか。今言ったようにスピードが出るとか。様々な案件がいろんな角度からあります。それで、やっぱり根本的には道が狭いというのが大前提になってくると思いますし、入り口、宮町から入ってきて、ちょっと上って曲がり角が非常に狭くて急なのかなとも思っています。根本的には、本来道幅が広まれ

ば問題はないんでしょうけれども、交互通行というのは。どうしても交互通行になったときに子供がある程度前に、はじき出されるというのもありますので、その辺はやっぱり地元の方が非常に懸念はしている、交通事故なんじゃないかと思いますので、改めて、あの警察関係者の皆さんとか、教育者、または、地元の方含めたいろんな角度からの総合的な見解で、責任を持って、見据えてやらせていただければなというのが私の考えでございます。

以上です。

○志子田委員長 ありがとうございます。大体ご発言は、ご意見は出尽くしたでしょうか。ほかに追加でご発言ございますか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

---

午後 0 時 01 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第 4 号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査について、お諮りいたします。

請願第 4 号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 全員ですか。挙手全員であります。

よって、請願第 4 号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

引き続き、請願審査を行いますので、関係者以外の方は退席していただいて結構です。

午後 0 時 02 分 休憩

---

午後 0 時 03 分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第 6 号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。小野寺事務局次長。

○小野寺事務局次長兼議事調査係長 読み上げいたします。

令和8年6月15日、塩竈市議会定例会請願文書表。

番号、第6号。

受理年月日、令和8年6月9日。

件名、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願。

請願の要旨、請願項目。

下記の項目について、塩竈市議会に請願する。

#### 記

1、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないこと。

請願の趣旨。

自民党と日本維新の会の協議を受けて、国は、2025年12月、O T C 類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として、追加負担を求めることを決めました。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなど症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。

がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしていますが、これにより薬の一部自己負担金が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担へと大幅な自己負担増となります。

国は「（受診せず）市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを課す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関を受診できない国民の受療権を確保すべきです。また、「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、1人当たりの軽減額は月63円に過ぎず、一方で、花粉症やアトピー性皮膚などアレルギー性疾患に苦しむ患者をはじめ、全ての世代に負担増を押しつけるものです。

このような薬の追加負担導入は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題です。

安心して医療機関にかかれる保険制度を実現するため、貴議会から国に対して以上の内容で意見書を採択するよう請願いたします。

提出者。

塩竈市錦町17番6号、塩釜地方労連気付、塩釜地域社会保障推進協議会。

紹介議員。

伊勢由典議員、小高 洋議員。

以上でございます。

○志子田委員長 請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。小高 洋議員。

○小高議員 本日は、大変お忙しいさなか、お昼のチャイムも鳴りましたが、請願の審査を賜りまして誠に感謝を申し上げます。

私からは、請願の紹介議員として一言、補足といいますか、そういったところについて、申し上げたいと考えてございます。

それで大枠の趣旨としては、請願文書を先ほど読み上げいただきましたけれども、その後、その後といいますか、5月29日の参議院本会議で、改定健康保険法という、このOTC類似薬等々の関係が決まったと。その一方で、その詳細等については、来年の3月以降の実施を目指して、引き続き様々な検討を加えていくということになっているわけであります。

それで一言で申し上げれば、この中身について言えば、薬剤費等々いわゆる療養の一部を保険外、一部保険外療養として創設をして、先ほど申し上げたようなお薬について、特別料金というものを徴収をしていくという中身のようにありますけれども、ここには63円程度ということで記載ございますが、一つには現役世代の保険料負担軽減のためということであるようでありまして、この見直しによる保険料軽減効果は大体試算で年間で400円から800円ということが言われているわけでありまして。これを単純に平均として割り算をすると、大体月33円から60円程度と。そうした保険料の軽減効果にすぎないということが指摘をされております。

その一方で、窓口負担が3割の患者、まさに現役世代の方でいえば、薬剤費の自己負担というものが約1.6倍に増えてしまうということで、そういった点ではこの負担増の中での受診控え、あるいは、重篤化と、そうしたところになれば当然これは命の問題ということにもなりますし、加えて申し上げれば、これがまた、医療費の増加につながるという指摘もされているわけでありまして。

加えて申し上げれば、現役世代等のいわゆる負担の公平化ということを主なる理由として進められているようでありまして、医療団体の調査を見ますと、OTC類似薬を処方された方、この方々の中で7割が20代から50代の現役世代であったということも言われており

ます。

そういった意味で申し上げれば、保険料の月30円から60円程度の減額、こうしたところに対して、現役世代の中でも月数千円、あるいは、数万円規模での負担増となり得るということも言われておりますので、そういった点でいわゆる負担が重くなる、命に直結をするということを鑑みれば、ぜひともこの請願の趣旨にございますとおり、こうした一部保険外の療養ということでの施行を進めるということとはぜひやめていただきたいということで、皆様のところをお願いする次第でございます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 では、伊勢議員はいいですか。

○伊勢議員 はい。

○志子田委員長 では、紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 今回の改定健康保険法のところで、市販薬と近い効果の医療用薬品の一部を医療保険から外して、薬剤の25%を追加負担ということになるということですが、目的の一つに、現役世代の保険料負担を抑えるということがあるんですが、請願の要旨と紹介議員からもお話ありましたように、家計への負担というのは政府が想定している医療保険料軽減の額は軽く上回ってしまう。花粉症等の当事者の方が、ご自身の処方薬で試算したという例がありまして、自己負担額は1.6倍になったということです。実質的な窓口負担は大幅に増えることになります。

それから家計への負担にとどまらず、様々な問題も懸念されます。どういう薬が対象になるかという、頭痛薬をはじめ、痛み止め、アレルギー治療薬など、日常的に処方されている薬で、漢方薬とか整腸剤も含まれます。

市販薬で対応している患者との公平性の確保ということが言われるわけですが、OTC類似薬の保険外しが進んでいけば、軽い症状だから市販薬で済ませようという人が増える。または、ネット販売などで市販薬へのアクセスが要因になって健康被害のリスクが高まるといった問題も懸念されます。現に、せき止めシロップとか鼻炎薬などの市販薬を使った若者の薬物乱用が社会問題となっています。

医療費が増えることを理由に受診抑制による医療費削減を見込んだものです。医療保険制度に風穴を開けるものであると申し上げたいと思います。

制度の持続可能性のためということで財源の問題になりますけれど、消費税の国税の収入は、消費税がトップになっていますね。消費税は逆進の強い課税制度であります。地域ではギリギリの生活だという声、貧困、格差が進行しています。そして社会保障に関わる税金の使い方ですけど、日本は先進國中、最低の労働分配率という状況もあります。

こういった状況から、国で決まったこととはいえ、国民皆保険制度の下で誰でも安心して医療を受けられるという視点で、自治体としても声を上げていくということは大事であると思います。ということで意見書を上げていく、この請願を受け止めるというのが妥当と考えるところです。

以上です。

○志子田委員長 ほかにございませんか。ご意見。鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 これ自民党と日本維新の会で確定してます関係ですけども、これはいろいろさっきも言ったとおり、反面の見方が、考え方がございます。当然、外す品目というのも日常で受診をしなくても買えて、ある程度、自分の自己管理の中で使用できるという痛み止めや花粉症等々がございます。もちろん反面としては、受診をして医師の問診を受けて正確な判断も必要でしょうけれど、一般的なものに関してそこまでしなくてもというものも考慮、検討もする必要性があるかなと思っております。

また、もう一つの面から考えると、経済産業、産業経済というか、医師からの処方専属の薬局というのは、薬剤が非常に国からの助成をもらって安価であります。民間のいろいろ、名前を言うとあれですけど、いろいろありますよね、近隣。そういう大型店舗、薬品会社というのは、製薬会社を含めて、全部それでスライドするともう全然産業の経済自体に成り立たないという、大きなそういう経済効果というのもありまして、上がることと同時に平等化、平均化するということも日本経済も含めた中での大事な要素なんじゃないかということもありまして、私としてはこれ慎重に検討しながら進めていきたいなと思っておりますので、一応そういうことで意見としていただきます。

○志子田委員長 ほかの委員さんで。伊藤委員。

○伊藤委員 まず1点。さっき企業名出ましたけれど、これは議事録から削除したほうがいいです。これは駄目だよ、本人から確認しなければ。

○志子田委員長 はい。

○鈴木（新）委員 企業名は削除していただいて結構です。

○志子田委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 委員長、今の諮って。

○志子田委員長 企業名、固有名詞が出たということでございますので、当然これは削除ということでございますが、委員会としてもよろしいですか。（「はい」の声あり）はい、そのようにします。

○伊藤委員 一応、今のところ請願者が出してきたように、何か77品目だっけか、1,100品目だっけか。そういう形で出てはきているだけ、1,100品目ね。出てはきてはいるんだけど、来年だね、2027年3月に向けてどうも医師会等と協議をしながらガイドラインをつくるようですね。ですね。それが具体的になると初めて適用になるんだけど、ただ、確かにその目的である医療費抑制というところでいくと、約1,880億円とは言うんだけど、抑制額がね。以前、調べたことあったんだけど、国民健康保険の都道府県統一化という中で、保険料というのはどうなっていくんだと調べたときに、大阪府が一番、先行してて、大阪府が一番高いんですよ。これは一番先行しているんで、これがこの、あとこれから宮城県が進むに当たって参考にされたら困ると思って、国、厚生労働省いろいろちょっと調べたんです。そうしたら厚生労働省から言われたのは、「大阪府は特別です」って言われた。だから安心してください、こんなに上がりませんからと言われたんで、取りあえず県内統一化については今のところ安心していたところあるんだけど、これ取りあえずもうちょっと様子見ないと、今のところ、要は医師が必要と認めれば除外から外れるんだよね、これね。一応除外だっているんだけど、お医者さんが必要だと言えれば保険適用のままになるんですね。ということは、ガイドラインが出てこないと分からないと思ったよね。ごめんね、継続ばかりで申し訳ないんだけど、イメージ的にね。別に国会で対立してるんでいいから、そうではなくて、やっぱりこっちにしてみればもっと情報をしっかりもらった上で、本当何が問題なのかということが必要なわけですよ。本当に、じゃあこれが具体的に、これが本当に駄目になったって出てきたときに、負担が増えるよ、個人負担が増えるよって具体的に出てきたときに、私たちはその人たちからの要望をしっかり受けなきゃいけないんだと思うんですよ。やっぱりそういうことの段取りを持って進めていくべきだと思うんで、もうちょっとこれガイドラインが出るまで様子見てもいいんじゃないかなというのが私の考えなんです、今。

以上です。

○志子田委員長 ほかに。菅原委員。

○菅原委員 私からも今回の請願、国で来年からスタート、3月からですね、スタートするという形で、77成分の1,100という品目の薬ということで、1割から3割という形なんですけれども、やはり薬となると今現在病院に通っているような様々な病気を抱えている方が数多くいる中で、やはりこれから値上げして行うという形があってはいけないのかなという部分も私なりにはあるんですけれども、しかし今、国として様々な部分でやはり議論されている中なので、私はこういった薬に関する部分に関しては、私はですね、様々な中身が複雑な部分が多多少あるので、もう一つしっかりと皆さんで共有しながら、勉強しながら、これを一つの結果として出して、国へ意見としていくのかという部分も含めてやっていかなければいけない。私はもうこれはあってはいけない部分では、私なりにはあると思うんですけれども、あえてそうさせていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

○志子田委員長 ほかに発言ございますか。いいですか。

暫時休憩いたします。

午後0時19分 休憩

---

午後0時20分 再開

○志子田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第6号については、継続審査を求める意見がありますので継続審査について、お諮りいたします。

請願第6号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、請願第6号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午後0時21分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 志子田 吉晃